

広島市告示第173号
令和7年3月31日

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第17条第1項の規定に基づき、広島高速道路公社が道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年3月31日から同年4月14日まで、広島市道路交通局道路管理課において縦覧します。

広島市長 松井 一實

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 温品二葉の里線（広島高速5号線）
- 3 道路の区域
[中山西]

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
広島市東区中山西二丁目 417-1 番地先 から	旧	30.10m ～ 105.80m	332.40m
広島市東区中山西二丁目 373-3 番地先 まで	新	15.50m ～ 57.10m	

[牛田東]

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
広島市東区牛田東一丁目 127-14 番地先 から	旧	13.20m ～ 13.20m	87.30m
広島市東区牛田東一丁目 236-2 番地先 まで	新	13.20m ～ 38.70m	

〔二葉の里〕

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
広島市東区二葉の里二丁目 166-1 番地先 から 広島市東区二葉の里二丁目 166-1 番地先 まで	旧	74.30m ～ 77.00m	18.60m
	新	74.30m ～ 77.00m	